



# 税金・保険料

## 市税・保険料の種類

**問 税務課、国保医療課、高齢介護課**

| 種類              | 納税納付義務者                                                                                                                                              | 備考                                                                                                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市県民税<br>(個人住民税) | <ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日現在、市内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人</li> </ul>                                                                  | (1) 1月1日現在、市内に住所がある人は毎年3月15日までに市県民税の申告書を提出してください。ただし、給与所得のみで年末調整済みの人、所得税の確定申告書を提出した人は、必要ありません。<br>(2) 国民健康保険に加入している人、各種福祉サービスを受けている人やその家族は、所得の有無にかかわらず申告してください。 |
| 法人市民税           | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に事務所または事業所を有する法人</li> <li>市内に寮などを有する法人で、市内に事務所または事業所を有しないもの</li> </ul>                                      | (1) 税額は、資本金などの金額と市内事業所などの従業員数による均等割と、法人税額による法人税割を合計して算出されます。<br>(2) 申告書を提出する際に納付する申告納付制度となっています。事業年度の終了日の翌日から2か月以内に申告し、同時に納付してください。                             |
| 固定資産税           | <ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日現在、市内に土地、家屋または償却資産を所有する人</li> </ul>                                                                       | (1) 1月1日現在、土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。<br>(2) 課税標準額×税率(1.4%)が税額となります。<br>(3) 事業用償却資産の所有者は、毎年1月31日までに申告書を提出してください。                                                    |
| 軽自動車税           | <ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む。)を所有する人<br/>(4月2日以降に廃車されても、その年度分の税金は納めていただくことになります。)</li> </ul> | 申請により身体に障がいのある人などが所有し、本人や家族が運転する車の税金が一定の要件に該当する場合に免除される制度があります。                                                                                                 |
| 国民健康保険料         | <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯主<br/>(世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主の名前で賦課されます。)</li> </ul>                                   | 次の方法により世帯単位で計算された額を世帯主が納付義務者となり納めます。<br>(1) 所得割額(加入者の総所得額等の合計額に応じて計算)<br>(2) 資産割額(加入者の固定資産税額に応じて計算)<br>(3) 被保険者均等割額(加入者数に応じて計算)<br>(4) 世帯別平等割額(1世帯について定額)       |
| 後期高齢者医療保険料      | <ul style="list-style-type: none"> <li>75歳以上の人</li> <li>65歳以上で一定の障がいのある人</li> </ul>                                                                  | 『75歳以上の人』と『65歳以上で一定の障がいがある人』を対象とする医療保険制度です。<br>後期高齢者医療制度に加入することにより、国民健康保険や被用者保険の資格は喪失します。<br>保険料は加入者が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になり、加入者一人ひとりにかかります。      |
| 介護保険料           | <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の人(第1号被保険者)</li> </ul>                                                                                   | 納付については、年金の年額が18万円以上の人、年金の受け取り(年6回)の際に差し引かれ、年額18万円未満の人は、普通徴収として送付される納付書や口座振替により納めていただきます。                                                                       |
|                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>40歳～64歳の人(第2号被保険者)</li> </ul>                                                                                 | (1) 国民健康保険に加入している人<br>保険料は国民健康保険料の算定方法と同様で、世帯ごとに決められ、医療保険分と介護保険分とを合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。<br>(2) 職場の医療保険に加入している人<br>介護保険分と医療保険分を合わせて給与から徴収されます。                |

※その他の市税として、市たばこ税・入湯税があります。



税金・保険料

収納

問 税務課、国保医療課、高齢介護課

各税(料)納期一覧

| 税目             | 4月       | 5月 | 6月       | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------|----------|----|----------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 市県民税           |          |    | 全期<br>1期 |    | 2期 |    | 3期  |     |     | 4期 |    |    |
| 固定資産税          | 全期<br>1期 |    |          | 2期 |    |    |     |     | 3期  |    | 4期 |    |
| 軽自動車税          |          | 全期 |          |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 国民健康保険料        |          |    |          | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 | 9期 |
| 後期高齢者<br>医療保険料 |          |    |          | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 | 9期 |
| 介護保険料          |          |    |          | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 |    |

- 座振替による引落としが便利です。
- 納期限および□座振替日は、各期とも月末です。月末が土・日・祝日の場合は、翌開庁日となります。ただし、12月については、各税(料)の通知書をご参照ください。
- 座振替を希望される方は、納期限月の1か月前までに預金通帳と届出印を持参し、「四国中央市市税等預金□座振替依頼書」にご記入のうえ、下記の金融機関の窓口でお手続きください。
- 取扱金融機関…伊予銀行、愛媛銀行、うま農業協同組合、香川銀行、四国銀行、中国銀行、百十四銀行、広島銀行、川之江信用金庫、観音寺信用金庫、四国労働金庫、東予信用金庫、愛媛信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、愛媛県信用漁業協同組合連合会(□座振替のみ)
- 督促状の発布後(納期限経過後20日以内)は、督促手数料(100円)が必要となります。また税額、納付日によっては、延滞金の納付が必要となる場合があります。
- 市県民税については、給与や公的年金などからの特別徴収の場合は納期が異なります。
- 固定資産税については、3年に1度の評価替年度のみ5月が全期・1期になります。
- 後期高齢者医療保険料については、年金が年額18万円以上の人の場合、保険料は年金からの引落とし(特別徴収)となります。また、介護保険料と合わせて保険料額が年金額の2分の1を超える場合には、年金からの引落としの対象にはなりません。

市税等に関する証明・閲覧・許可

問 税務課、国保医療課、高齢介護課

税務課および窓口センターでは、下記の証明を行っています。これらの申請ができる人は、本人・納税管理人・相続人や本人の署名・押印がある委任状を持参した代理人です。

また、申請にはそれぞれ必要なものがありますので下記を参照いただき、不明な点は税務課にお問い合わせください。

なお、市外転出した場合などは、郵便による請求もできます。詳細は税務課へお問い合わせください。

注1) 所得課税証明(所得証明・課税証明)は、四国中央市で課税(非課税を含む)されている人しか発行できません。

注2) 本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、その他官公署が発行した本人の写真が貼付された書類、またはそれに類するもの。

証明の種類と交付手数料

| 証明の種類        | 交付手数料(1件につき) | 担当                                                      |
|--------------|--------------|---------------------------------------------------------|
| 課税・非課税(所得)証明 | 300円         | 税務課 市民税係<br>※確定申告もしくは市・県民税申告がされていない場合は証明発行ができない場合があります。 |
| 営業証明(法人・個人)  | 300円         | 税務課 諸税係                                                 |
| 固定資産評価額証明    | 300円         | 税務課 固定資産税係                                              |
| 固定資産公課証明     | 300円         |                                                         |
| 固定資産無資産証明    | 300円         |                                                         |
| 公図(写し)       | 300円         |                                                         |
| 建物滅失証明       | 300円         |                                                         |
| 土地所有証明(車庫)   | 300円         |                                                         |
| 住宅用家屋証明      | 1,300円       |                                                         |
| 固定資産登録事項証明   | 300円         |                                                         |
| 納税証明         | 300円         | 税務課 収納係<br>※軽自動車納税証明書(継続検査用)は無料です。                      |
| その他の証明       | 300円         |                                                         |

※記載している料金は、平成31年4月1日現在のものです。その後に変更する場合があります。

各税証明の申請は、各庁舎窓口センターで行ってください。

## 市県民税

**問 税務課 市民税係 ☎28-6009**

### 市県民税(個人住民税)について

#### ■ 市県民税が課税される人(納税義務者)

課税年度の1月1日現在(賦課期日)に市に住所がある人で、前年中に一定以上の所得があった人に課税されます。

なお、次に該当する人については市県民税は課税されません。

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ②「障がい者(障害者控除を受けている人)」、「寡婦または寡夫(寡婦控除または寡夫控除を受けている人)」、「未成年者」のいずれかに該当し、かつ前年の合計所得金額が125万円以下の場合

#### ■ 納付方法と納期について

市県民税の納付方法には、納付書や口座振替により個人で納付する「普通徴収」と、給料天引きで納付する「給与特別徴収」、年金天引きで納付する「年金特別徴収」の3種類の納付方法があります。

なお、それぞれの納付方法で納期が異なります。

##### ▶ 普通徴収

普通徴収(個人納付)の人は通常6月に納税通知書が届きます。

普通徴収の納期は、6月から始まる年間4回の納期です。

口座振替納付の手続きをされている人は口座振替され、それ以外の人は納付書で窓口納付をします。

第1期…… 6月 第2期……8月

第3期……10月 第4期……翌年1月

- ・納期月の末日が納期限日です(月末日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日)。
- ・口座振替納付の場合は、納期限日に振替されます。
- ・税額が均等割のみの人は、第1期で一括納付になります。

##### ▶ 給与特別徴収

給与特別徴収(給与天引き納付)の人は、通常6月に勤め先の事業者から個人に「特別徴収税額の決定通知書」が配布されます。

給与特別徴収の納期は、6月から始まり翌年5月までの年間12回の納期です。12か月にわたり月々の給与から天引きされます。

- ・税額が均等割のみの人は、6月分で一括納付になります。
- ・退職などをされた場合には、年度の途中で普通徴収に切り替わることもあります。

##### ▶ 年金特別徴収

年金特別徴収(年金天引き納付)の人は、通常6月に納税通知書が届きます。

年金特別徴収は年6回(偶数月)の公的年金支払いの際に天引きされます。

- ・4月・6月・8月は前年度の市県民税額の6分の1ずつ、10月・12月・翌年2月には、その年度の市県民税額から4～8月に徴収された額を差し引いた残額の3分の1ずつがそれぞれ徴収されます。

- ・新たに年金特別徴収となる人、再度年金特別徴収となる人については、6月、8月において、その年度の市県民税額の2分の1が「普通徴収」され、10月、12月、翌年2月に残額の3分の1ずつがそれぞれ「特別徴収」されます。

## 固定資産税

**問 税務課 固定資産税係 ☎28-6205**

### 固定資産税とは

毎年1月1日(賦課期日)に、土地、家屋、償却資産(総称して「固定資産」といいます。)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市区町村に納める税金です。

#### ■ 固定資産税を納める人(納税義務者)

固定資産税を納める人は、原則として賦課期日における固定資産の所有者です。具体的には次のとおりです。

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 土 地  | 登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人 |
| 家 屋  | 登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人 |
| 償却資産 | 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人            |

当該年度の、1月2日以後に売買などにより所有者の変更があった場合や家屋を取り壊された場合でも、1月1日現在の所有者がその年度の固定資産税を納めることになります。また、事業用償却資産の所有者は毎年1月31日までに申告しなければなりません。

#### ■ 税額の算出方法

固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。

|          |                                                                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 固定資産の評価  | 固定資産の評価は、全国的に評価の均衡・公平を図るため、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて行われ、市長が価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。                                    |
| 課税標準額の算定 | 課税標準額は原則として固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)と同一になります。ただし、住宅用地に係る課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格より低く算定されます。 |
| 税額の計算    | 税額＝課税標準額×税率(1.4%)となります。                                                                                            |

#### ■ 固定資産の評価替え

土地と家屋については、原則として3年毎に評価額を見直す制度がとられています。評価替えとは、3年間の資産価格の変動(物価の状況や、家屋の経過年数による傷みなど)に応じて、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す作業のことをいいます(第2年度および第3年度は、地目の変換や家屋の増改築などがあった場合を除き、新たな評価を行わないで基準年度の価格をそのまま据え置きます)。

次ページに続く



なお、土地の価格については、平成9年度からは評価替え年度以外であっても地価が下落したと認められる場合は、評価額を修正できるように制度改正されました。

## ■ 免税点(税金のかからない限度額)

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

|      |       |
|------|-------|
| 土 地  | 30万円  |
| 家 屋  | 20万円  |
| 償却資産 | 150万円 |

## ■ 納期

納期は年4回です。

第1期…4月 第2期…7月

第3期…12月 第4期…翌年2月

※3年に1度の評価替え年度のみ5月が第1期の納期となります。

## ■ 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

### 1. 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日から最初の納期限日までの間、自分の所有する土地または家屋の評価額と比較するため、納税者が市内に所在する他の土地または家屋の評価額を見ることができます。

### 2. 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分の確認ができます。

# 軽自動車税

**問 税務課 諸税係 ☎28-6010**

## 1. 軽自動車税とは

軽自動車税とは、4月1日現在(賦課期日)、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者または使用者に課税されます。

また、月割課税制度はありませんので、4月2日以降に廃車または名義変更を行っても、その年度は全額課税されます。

## 2. 税率表

### ☞ 二輪・小型特殊自動車税額一覧

| 区分                         |                   | 税額     |
|----------------------------|-------------------|--------|
| 原動機付自転車                    | 排気量 50cc以下        | 2,000円 |
|                            | 排気量 50cc超～90cc以下  | 2,000円 |
|                            | 排気量 90cc超～125cc以下 | 2,400円 |
|                            | ミニカー(排気量50cc以下)   | 3,700円 |
| 小型特殊自動車                    | 農耕用               | 2,400円 |
|                            | その他(フォークリフト等)     | 5,900円 |
| 二輪の軽自動車(排気量125cc超～250cc以下) |                   | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車(排気量250cc超)        |                   | 6,000円 |

## ☞ 軽自動車税額一覧

| 区分 |     | 初度検査年月から13年経過するまでの車両   |                       | 初度検査年月から13年超の車両 |
|----|-----|------------------------|-----------------------|-----------------|
|    |     | 初度検査年月が平成27年3月31日以前の車両 | 初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両 |                 |
| 三輪 |     | 3,100円                 | 3,900円                | 4,600円          |
| 四輪 | 乗 用 | 自家用                    | 7,200円                | 10,800円         |
|    |     | 営業用                    | 5,500円                | 6,900円          |
|    | 貨物用 | 自家用                    | 4,000円                | 5,000円          |
|    |     | 営業用                    | 3,000円                | 3,800円          |

※電気、天然ガス、メタノール軽自動車、ガソリンを燃料とする電力併用軽自動車、被けん引車は重課税対象外です。

※環境負荷の小さい車両に対し、軽課税が適用されることがあります。

## 3. 登録・廃車・名義変更の手続きについて

|                                                          |                                                      |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 原動機付自転車<br>(総排気量125cc以下)<br>小型特殊自動車<br>(農耕用・その他)         | 市民窓口センター・<br>各窓口センター                                 |
| 軽自動車(三輪・四輪)                                              | 軽自動車検査協会<br>愛媛事務所<br>松山市南高井町1814-2<br>☎050-3816-3124 |
| 二輪の軽自動車<br>(排気量125cc超250cc以下)<br>二輪の小型自動車<br>(排気量250cc超) | 愛媛運輸支局<br>松山市森松町1070<br>☎050-5540-2076               |

# 国民健康保険料

**問 国保医療課 国民健康保険係 ☎28-6020**  
**国保医療課 収納係 ☎28-6019**

国民健康保険料は、世帯単位で計算され、届出をした月ではなく、社会保険など他の保険を喪失した月から発生します。

保険料は、次の4つの項目により算出し、合計額が一世帯あたりの年間保険料となります。

- ①所得割……加入者の所得に応じて算定
- ②資産割……加入者の資産に応じて算定
- ③均等割……加入者一人あたりにかかる額
- ④平等割……加入世帯(一世帯)にかかる額

なお、納入通知書は、納付義務者である世帯主に送付します。

保険料の納め方

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 40歳未満の方          | 医療分+後期高齢者支援金分の合算額          |
| 40歳以上<br>65歳未満の方 | 医療分+後期高齢者支援金分+介護分の合算額      |
| 65歳以上<br>75歳未満の方 | 医療分+後期高齢者支援金分の合算額(介護分は別納付) |

納期

| 月   | 普通徴収 |        | 特別徴収 |               |
|-----|------|--------|------|---------------|
|     | 期別   | 納期限    | 期別   | 納期限           |
| 4月  | —    | —      | 第1期  | 年金から天引きとなります。 |
| 5月  | —    | —      | —    |               |
| 6月  | —    | —      | 第2期  |               |
| 7月  | 第1期  | 7月31日  | —    |               |
| 8月  | 第2期  | 9月2日   | 第3期  |               |
| 9月  | 第3期  | 9月30日  | —    |               |
| 10月 | 第4期  | 10月31日 | 第4期  |               |
| 11月 | 第5期  | 12月2日  | —    |               |
| 12月 | 第6期  | 12月25日 | 第5期  |               |
| 1月  | 第7期  | 1月31日  | —    |               |
| 2月  | 第8期  | 3月2日   | 第6期  |               |
| 3月  | 第9期  | 3月31日  | —    |               |

※納期限が土日・祝日等に該当する場合は、翌営業日となります。

65歳以上の特別徴収(年金天引き)について

特別徴収の対象となる方(世帯主)は、次の事項すべてに該当する世帯です。

- ①世帯主が国民健康保険に加入しており、国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯
  - ②国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
  - ③国保世帯主が介護保険料の特別徴収(年金天引き)対象者で、国保世帯主の介護保険料と国保料の合計額が天引き対象年金支給額の2分の1を超えない世帯
- ※75歳に到達される年度の保険料は、「後期高齢者医療保険料」との内訳をわかりやすくするため、特別徴収(年金天引き)は行いません。

保険料の減免について

問 国保医療課 国民健康保険係 ☎28-6020

火事や自然災害などの災害に遭われた場合、また、廃業、失業、退職(自己都合または定年を除く)等により当該年中の所得見込み額が減少し保険料の納付が困難な場合は、保険料の一部減額または免除が受けられる場合があります。尚、減免については申請が必要です。申請後、申請者からの聴き取り、調査を行い決定します。

後期高齢者医療保険料

問 国保医療課 後期高齢者医療係 ☎28-6017

保険料

■ 保険料の計算

保険料は、被保険者一人あたりにかかる均等割額(定額)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(定率)の合計額となります。

■ 保険料の軽減

- 所得に応じた保険料の軽減  
世帯の所得に応じて、保険料(被保険者均等割額)が軽減されます。
- 被用者保険の被扶養者であった方(これまで保険料負担のなかった方)に対する特例軽減  
被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入後当分の間、所得割額がかからず、加入後2年間は均等割額が5割軽減されます。

■ 保険料の納め方

保険料は、原則として年金から天引き(特別徴収)される仕組みとなります。

ただし、年金受給額等により特別徴収の対象とならない方は、納入通知書(納付書)や口座振替等で保険料を納めていただきます(普通徴収)。

■ 保険料の支払い方法の変更について

国の制度改正により、年金天引き(特別徴収)を中止して、口座振替(普通徴収)に変更できるようになりました。

変更を希望される方は、まず金融機関で「後期高齢者医療保険料」の口座振替手続きを行ったあと、市役所で納付方法の変更手続きを行ってください。

➤ 申請に必要なもの

- 被保険者証
- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 金融機関で手続きを行った口座振替依頼書の控え

➤ 申請先

- 国保医療課 後期高齢者医療係
- 各庁舎 市民窓口センター



税金・保険料

介護保険料について

問 高齢介護課 ☎28-6025

65歳以上の人の保険料は、本人の所得や世帯の市民税課税状況などに応じて10段階に設定されています。賦課期日(保険料算定の基準となる日)は、その年度の4月1日です。  
※3年ごとの見直しに加え、制度改正により見直す場合があります。

| 対象者       |                         | 所得段階                              | 2019年度保険料額(年額)           |
|-----------|-------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 本人が市民税非課税 | 生活保護を受給している人            |                                   |                          |
|           | 老齢福祉年金(※3)を受給している人      | 第1段階                              | 32,000円(基準額×0.375)       |
|           | 同じ世帯の全員が非課税             |                                   |                          |
|           |                         | 課税年金収入額(※2) + 合計所得金額(※1)が80万円以下の人 |                          |
|           |                         | 課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人 | 第2段階 53,300円(基準額×0.625)  |
| 本人が市民税課税  | 同じ世帯に市民税課税者がいる          | 課税年金収入額 + 合計所得金額が120万円を超える人       | 第3段階 61,800円(基準額×0.725)  |
|           |                         | 課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下の人         | 第4段階 76,700円(基準額×0.9)    |
|           |                         | 課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円を超える人        | 第5段階 85,200円(基準額)        |
|           | 本人が市民税課税                | 合計所得金額(※1)が120万円未満の人              | 第6段階 102,200円(基準額×1.2)   |
|           |                         | 合計所得金額が120万円以上200万円未満の人           | 第7段階 110,800円(基準額×1.3)   |
|           |                         | 合計所得金額が200万円以上300万円未満の人           | 第8段階 127,800円(基準額×1.5)   |
| 本人が市民税課税  | 合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 第9段階                              | 144,800円(基準額×1.7)        |
|           |                         | 合計所得金額400万円以上の人                   | 第10段階 149,100円(基準額×1.75) |

- ※1 「合計所得金額」とは、年金等の雑所得、給与所得など各種所得(各収入から必要経費等を差し引いたもの)を合計したもので、次の各種控除を引く前の金額のことです(地方税法第292条第1項第13号)。土地・建物などの譲渡所得がある場合は特別控除後で算定します。また、第1～5段階の人は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除します。
- ・扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などの所得控除
  - ・株式や土地・建物等の譲渡により生じた損失の繰越控除
- ※2 「課税年金収入額」とは、老齢(退職)年金など、市民税の課税対象となる年金の収入金額です。遺族・障害・老齢福祉年金などの非課税年金の収入金額は含みません。
- ※3 「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911)4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がなかったり、他の年金を受給していない人に支給される年金のことです。
- ※当該年度の介護保険料は、前年中の課税年金収入額および合計所得金額により算定します。

〈 告 告 〉

あい  
**愛** サービス付  
高齢者住宅

グループホーム  
デイサービス  
ケアサポートセンター  
訪問介護事業所

四国中央市土居町上野乙156-8  
**TEL0896-74-2353**

